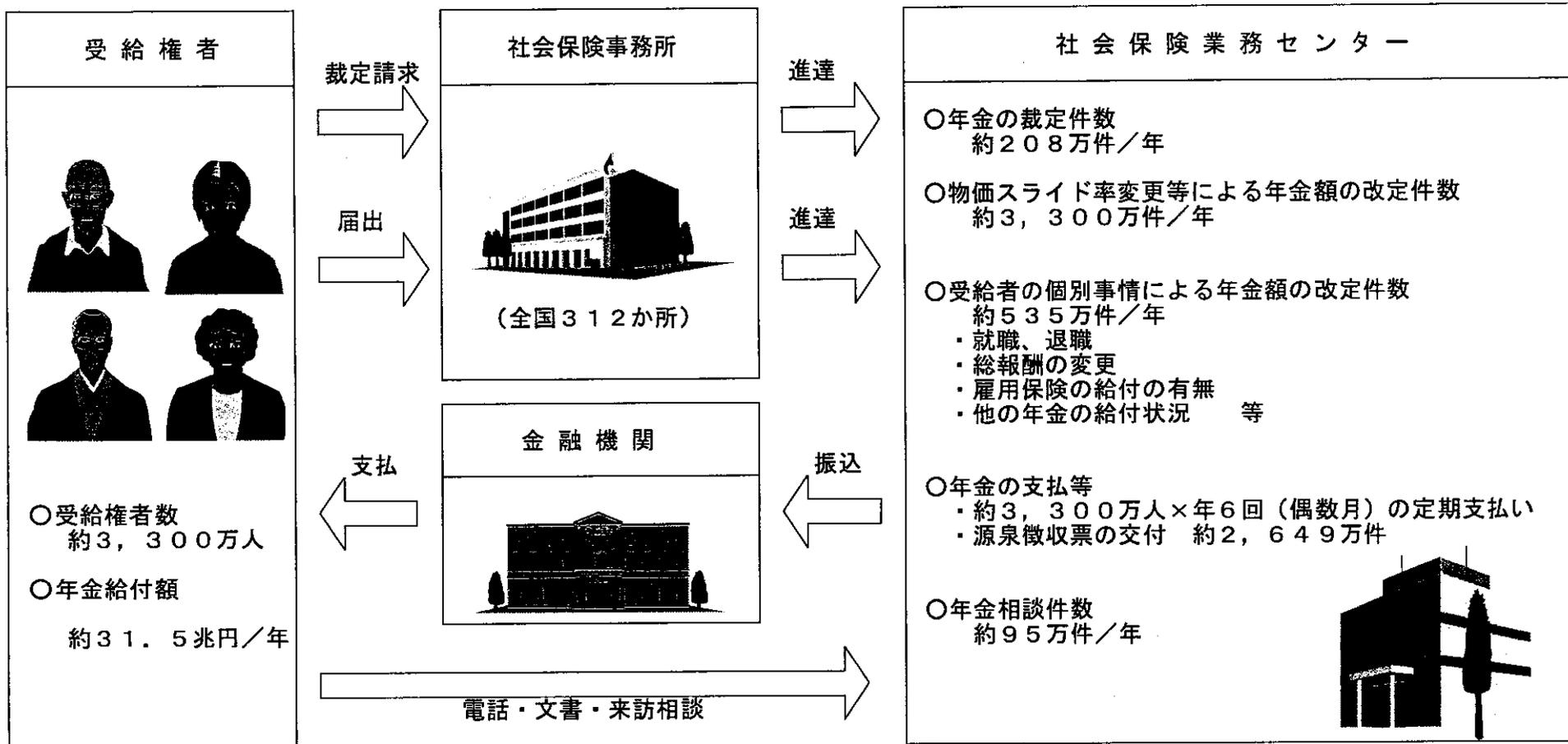


資 料

(資料1) 社会保険業務センター等における年金給付 事務とシステム開発の現状	15
(資料2) システム開発の流れ	16
(資料3) システム開発工程の概要	17
(資料4) 改善を要する点	18
(資料5) 改善方策	19
(資料6) 見直し等の対象となる事務処理要領等	20
(資料7) 年金給付適正化委員会の組織と役割	21
(資料8) 今般の給付誤りの概要等	22
(資料9) 事故再発防止策検討委員会設置要綱	23

社会保険業務センター等における年金給付事務とシステム開発の現状



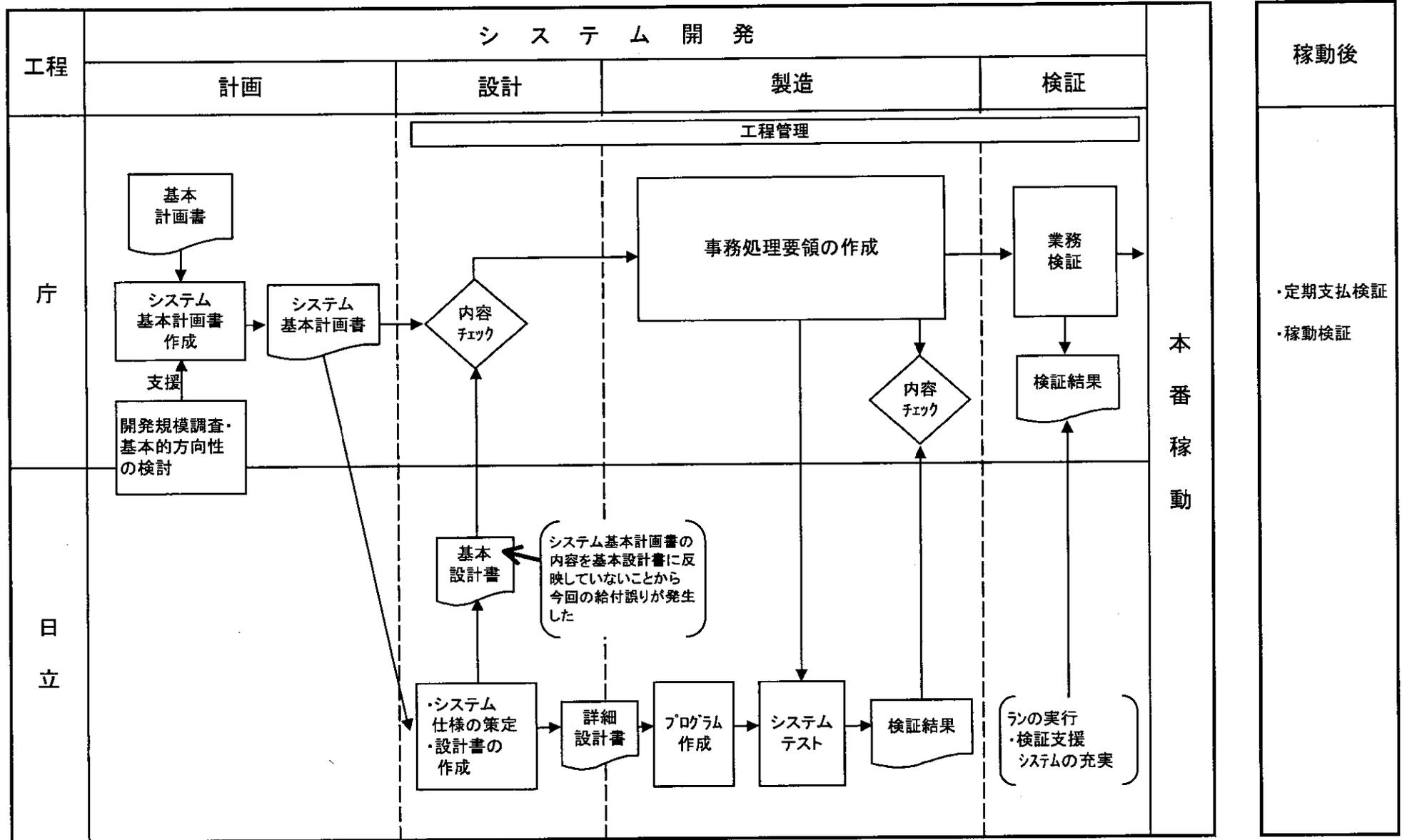
【電子計算機システムによる業務の規模】

プログラム本数 約 32,000本
 プログラム規模 約 19,000Ks (1Ksは、1000行)

毎年度の開発規模 約 3,000～3,500Ks/年
 毎年度の開発体制 職員 約 60人・委託先 約 1,000人

* 件数等は平成13年度における数値。
 * 上記の業務のほか、厚生年金・国民年金の適用・保険料徴収等の事務、政府管掌健康保険等に係る事務をオンラインシステムにより処理。

システム開発の流れ



システム開発工程の概要

開発指示（基本計画）
<ul style="list-style-type: none"> ●改正法律の解釈 ●事務処理概要の検討 ●システム変更事項の整理 ●全体スケジュール策定 ●体制の検討 ●コストの見積り

⇒

システム基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ●開発の方針及び前提条件の設定 ●機械化対象範囲の設定 ●業務処理概略の設定 ●入出力情報の設定 ●システム全体図の決定 ●ハード/ソフト構成、開発規模、スケジュール等

⇒

基本設計
<ul style="list-style-type: none"> ●業務処理仕様の設定 ●入出力（ファイル、画面、帳票）設計 ●コンピュータ処理機能図の策定 ●三鷹・高井戸間の基本接続仕様決定 ●外部組織（共済、市町村/事務所等）との接続仕様の決定

⇒

詳細設計
<ul style="list-style-type: none"> ●システムを構成する個々のプログラム機能の設計 ●三鷹・高井戸間の詳細接続仕様の決定 ●新たなシステム稼働の切替要領の作成

⇒

⇒

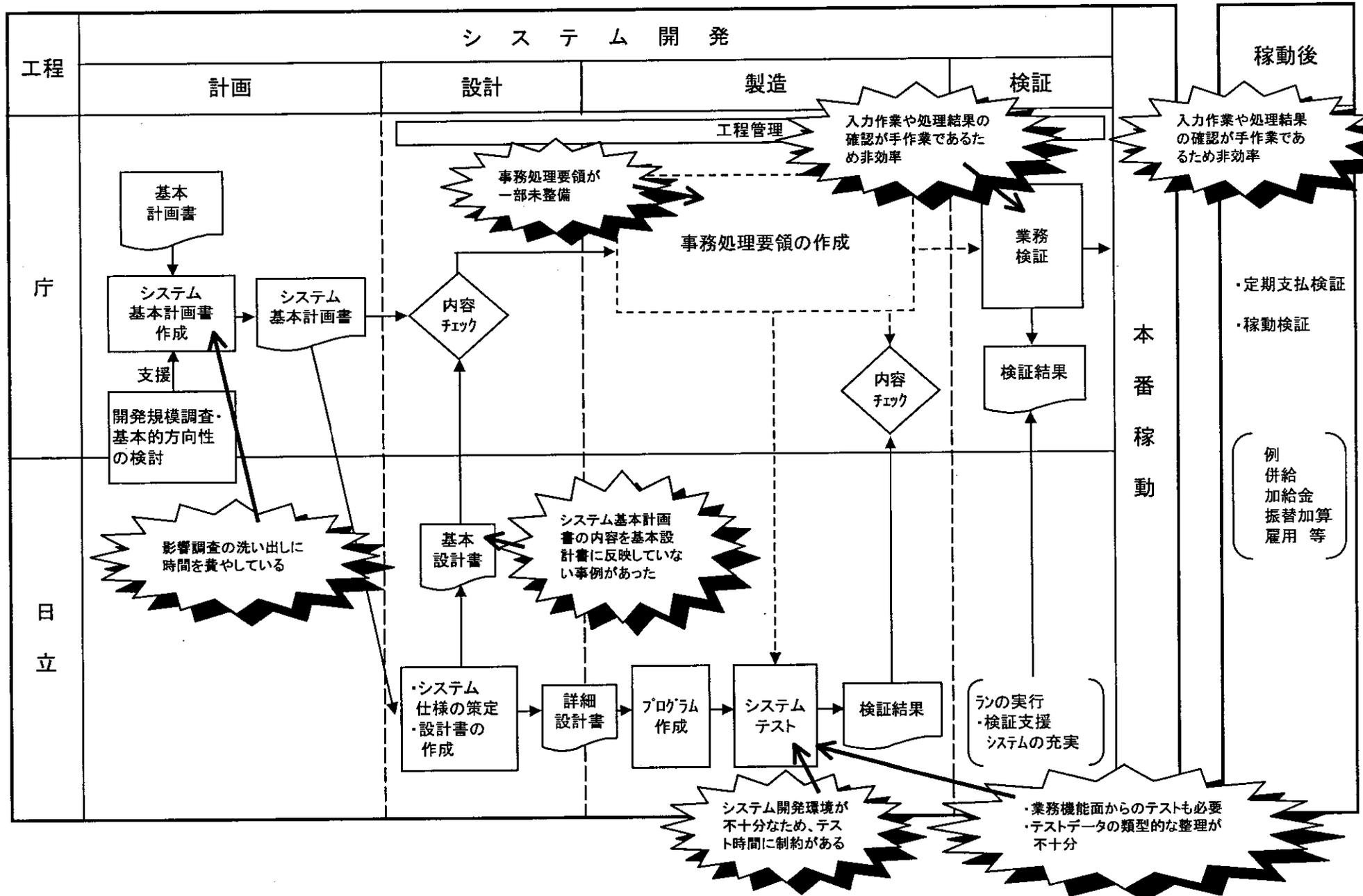
プログラム作成
<ul style="list-style-type: none"> ●プログラムの作成

⇒

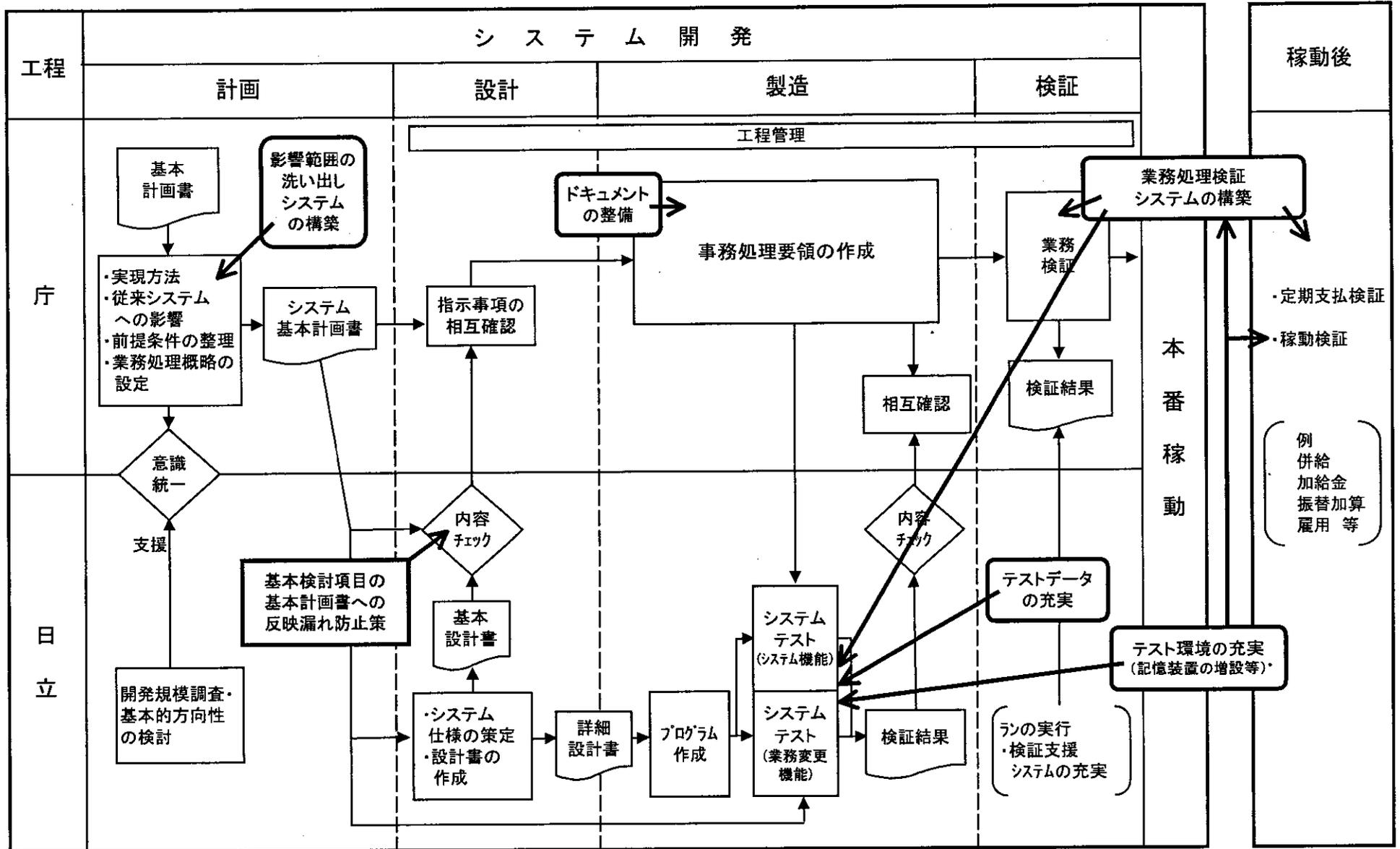
システムテスト
<ul style="list-style-type: none"> ●プログラム単体テスト ●プログラム組合せテスト ●運転操作説明書、オンライン操作マニュアルの作成 ●総合テスト ●業務仕様、性能等試験

—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

改善を要する点



改善方策



見直し等の対象となる事務処理要領等

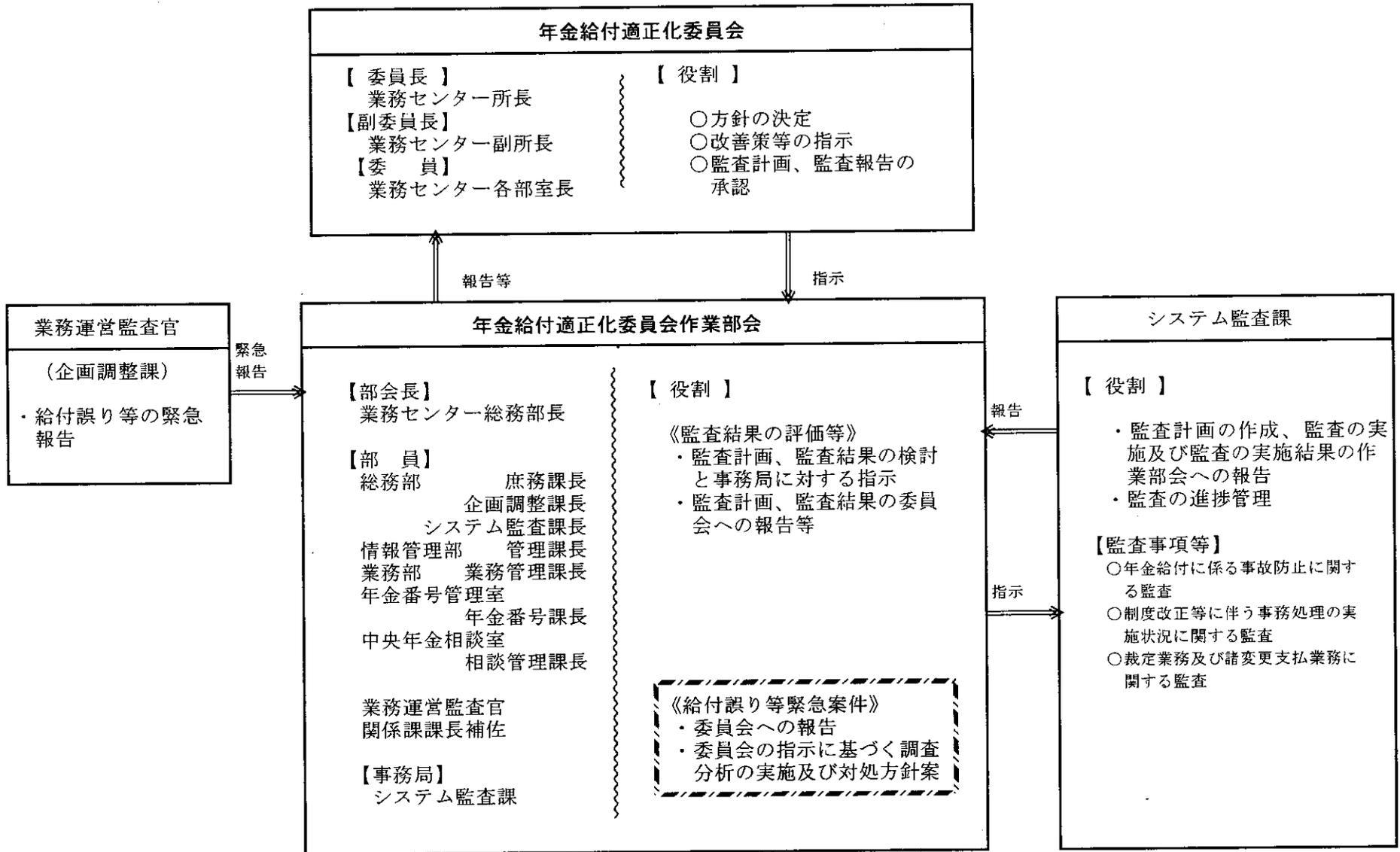
1. 社会保険業務センター職員のための事務処理要領

主な取扱要領		所管課
1	支払事務処理要領	業務部各課
2	再裁定事務処理要領（新法編）	
3	旧法国民年金・旧法厚生年金保険裁定事務処理要領	
4	国民年金・厚生年金保険 実務事例集（冊子）	
5	障害給付事務処理要領	
6	船員保険事務処理要領	
7	外国送金事務処理要領（仮称）	
8	旧令共済照会等事務処理要領	
9	第三者行為事故関係事務処理要領	
10	共済組合等の基礎年金の給付事務処理要領	
11	共済組合の基礎年金の給付事務処理要領	
12	旧三共済の給付事務処理要領（仮称）	
13	外国人脱退一時金事務処理要領	
14	国際年金通算協定に係る給付事務処理要領（仮称）	
15	年金債権差押事務処理要領（仮称）	
16	オンライン操作マニュアル	システム開発第1課
17	事故リスト等の事務処理要領	中央年金相談室
18	年金相談事務処理要領	

2. 社会保険事務所職員のための業務取扱要領

主な取扱要領		所管課
1	国民年金厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（裁定編）	指導課
2	国民年金厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）	
3	国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）	
4	国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）	
5	年金相談関係業務取扱要領（第1・2部）	中央年金相談室

年金給付適正化委員会の組織と役割



(資料7)

1. 今般の厚生年金保険等の給付誤りの概要

(1) 加給年金額の過払い

【概要】

- 当事象は、その配偶者が特別支給の老齢厚生年金（老齢満了）の受給権者であり、かつ、高報酬の在職による全額支給停止から低報酬の在職による一部支給となったことに伴い、加給年金額を支給停止すべきケースについて過払いが発生したものである。
- お詫び状送付者数 6, 249人 約24億1千万円

【原因】

- 年金給付システムのシステム変更の際のプログラムミスが原因である。
- 具体的には、システム変更の基本設計段階で、社会保険庁が指示を行い、委託先もその指示を確認した事項が最終の基本設計書に取り込まれなかった。

(2) 振替加算の未払い

【概要】

- 振替加算は、夫、妻それぞれの年金原簿に収録されている相手方の年金情報が整合していることを確認した上で、妻の65歳到達時にその表示により加算することとされているが、当該情報が正しく収録されていなかったため、未払いが発生したものである。
- お詫び状送付者数 33, 400人 約250億円

【原因】

- 年金原簿に配偶者の年金情報を収録するために必要となる「年金受給報告書」についての説明、周知が不徹底であったため、社会保険事務所から社会保険業務センターへの同報告書の進達が漏れるケースが生じたこと等による。

2. 今般の年金給付誤りの発生防止のためにこれまでに講じてきた措置

(1) 加給年金額の過払いに対する措置

- 今般の加給年金額の過払いの原因となったプログラムについては、本年3月に修正した。
- システム開発時の社会保険業務センターと委託先との間の指示方法及び検証の際の指示事項の相互確認について改善を行った。

(2) 振替加算の未払いに対する措置

- 年金受給報告書の進達について、平成12年3月に「社会保険業務センターつうしん」において事例を用いて詳細な説明記事を掲載したが、更に周知の徹底を図るため、本年9月に全国社会保険事務局長会議、10月に全国社会保険事務所長会議で指示するとともに、本年11月に更に詳細な事務処理手順等を「社会保険業務センターつうしん」で周知した。

事故再発防止策検討委員会設置要綱

1. 設 置

平成15年6月に確認された厚生年金保険等の給付誤りの発生を踏まえ、このような事故が再発することのないよう、システム開発における事故防止対策、地方支分部局を含めた社会保険庁の内部における事務処理体制の改善策等について検討を行い、必要な改善策を取りまとめるため、社会保険庁に事故再発防止策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 業 務

検討委員会は、年金給付事務に関する事故防止に係る次の業務を行う。

- (1) システム開発における事故防止対策の検討
- (2) 地方支分部局を含めた内部処理体制の改善策の検討

・年金給付業務に関する危機管理のあり方
・給付誤りにつながる事象の調査の実施及び公表のあり方
・業務処理誤りのチェック体制のあり方
・年金受給者の立場に立った事務処理を徹底するための職員研修等のあり方 等

3 組 織

検討委員会の構成は、次のとおりとし、委員長は社会保険庁長官をもってあてる。

委員長 社会保険庁長官

副委員長 社会保険庁次長
社会保険庁運営部長
社会保険業務センター所長
社会保険大学校長

構 成 員 社会保険庁総務部総務課長
社会保険庁総務部総務課人事調整官
社会保険庁総務部職員課長
社会保険庁総務部経理課長
社会保険庁総務部地方課長
社会保険庁運営部企画課長
社会保険庁運営部年金保険課長
社会保険業務センター副所長
社会保険業務センター総務部長
社会保険業務センター情報管理部長
社会保険業務センター業務部長
社会保険業務センター年金番号管理室長
社会保険業務センター中央年金相談室長
社会保険大学校副校長

4 事務局

検討委員会の事務局は、社会保険庁総務部総務課とする。

5 作業部会

検討委員会の下に、実務的な検討を行うための作業部会を置く。

6 その他

- (1) 検討委員会は、平成15年7月31日から設置する。
- (2) 検討委員会は、必要に応じて、随時有識者の意見を求めることができる。
- (3) 検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。